

いきろ

あれこれ 法律

Q 私の所属している組合の会計担当者が、組合から横領したといううわさを聞きました。忘年会で返還を求めたところ、「名誉毀損で訴える」と言われました。名誉毀損になるのですか。

A 人は、一定の社会的評価を受けて暮らしています。この評価(名誉)は、法的に守られるべき権利です。従って、そのことが虚偽であっても、真実であっても社会的評価を害すること(この場合、横領)を他の組合員がいる忘年会で、具体的に

同僚に横領のうわさ

公表、名誉毀損の恐れも

に示すことは、原則として不法行為(名誉毀損)となります。結果的に個人の名誉を

毀損することになって、事実を公表することが表現の自由(公益性、公益性)の観点から許される場合もあります。つまり、その行為が、公共の利害に關すること(事実の公益性)で、専ら公益を図るのが目的(目的の公益性)であり、示した内容が事実であること(真実性)が証明されたときは、違法性がないとされ、不法行為は成立しません。

また、事実であることが証明されなくても、事実が真実と信するだけの相当の理由がある(真実相当性)ときには、故意もしくは過失がないと判断されず。

この場合も、表現の自

由の観点から、違法行為かどうかを検討することになりますが、一度、弁護士に相談することをお勧めします。

(弁護士 清源万里子)